

# 市町村職員研修運営委員会設置要綱

(平成24年告示第1号)

(設置)

第1条 宮城県市町村職員研修所(以下「研修所」という。)の研修事業が、常に市町村の環境変化に対応したものとして実施されるよう検討するため、研修所に市町村等の代表者による研修運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、宮城県市町村職員研修所長(以下「研修所長」という。)が委嘱する。

- (1) 市町村の職員
- (2) 関係団体の職員のうち研修所長が特に必要と認める職員

(検討事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 研修に関する基本的事項
- (2) 研修の中・長期計画に関する事項
- (3) 研修計画に関する事項
- (4) その他研修所長が特に必要と認める事項

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、研修所において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年5月1日から施行する。

(市町村職員研修運営委員会設置要綱の廃止)

2 市町村職員研修運営委員会設置要綱(平成6年4月1日実施。以下「旧要綱」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際現に在任する旧要綱の規定による研修運営委員会の委員は、この要綱の規定による委員とみなす。この場合において、委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。